



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

| | (取扱課室名) | ページ |
|--|------------|-----|
| ○ 告示 | | |
| 599 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (県民生活課) | 1 |
| 600 クリーニング師の研修の指定 | (食品・生活衛生課) | 2 |
| 601 身体障害者福祉法による医師の指定 | (障害福祉課) | 2 |
| 602 救急病院の認定 | (医務課) | 3 |
| 603 救急診療所の認定 | (〃) | 3 |
| 604 大規模小売店舗の変更の届出 | (商工振興課) | 3 |
| 605 〃 | (〃) | 4 |
| 606 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 | (〃) | 5 |
| 607 紀の川土地改良区連合の役員の就退任 | (農業農村整備課) | 5 |
| 608 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課) | 6 |
| 609 公共測量の実施 | (技術調査課) | 7 |
| ○ 公安委員会告示 | | |
| 24 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 | | 7 |
| ○ 訓令 | | |
| *18 和歌山県職務発明規程の一部を改正する訓令 | (産業技術政策課) | 11 |
| ○ 公告 | | |
| 入札公告 | (総務事務集中課) | 13 |
| ○ 監査公表 | | |
| 監査公表第18号 | | 16 |
| 監査公表第19号 | | 18 |

告 示

和歌山県告示第599号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年6月28日まで縦覧に供する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
令和3年5月26日
- 名称
特定非営利活動法人紀州ピンクリボン
- 代表者の氏名
芳林浩史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市東蔵前丁39番地 キーノ和歌山3階301区画

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、女性特有の癌（乳癌・子宮癌）の早期発見・治療支援ならびに臨床研究に関する事業を行い、乳癌・子宮癌の検診啓発活動を通じて乳癌・子宮癌死を減少させること、また乳癌・子宮癌になっても積極的に治療に取り組み、病気以前の状態と同じように社会生活ができるようにすること、そしてその家族に対してもサポートを行うことにより地域医療を支え、福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第600号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

| 開催年月日 | 開催場所 |
|---------------|--------------------------------|
| 令和3年11月14日（日） | 御坊商工会議所（御坊市藪350-28） |
| 令和4年2月13日（日） | 那智勝浦町体育文化会館（東牟婁郡那智勝浦町天満441番地8） |

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 | 診断する身体障害の種類 | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|----------------|---------------|----------|-------------|----|----|------|------|----|----|----|----|----------|----|----|----|
| | | | | | 視覚 | 聴覚 | 平衡 | 音声言語 | そしゃく | 肢体 | 心臓 | 腎臓 | 呼吸 | 又はぼうこう直腸 | 小腸 | 免疫 | 肝臓 |
| 金井一修 | 呼吸器内科 | 公立那賀病院 | 紀の川市打田1282 | 令和3.5.27 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 中山由紀恵 | 脳神経外科 | 南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1 | 令和3.5.27 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 鈴木映美 | 眼科 | 県立医科大学附属病院紀北分院 | 伊都郡かつらぎ町妙寺219 | 令和3.5.27 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 仲河恒志 | 脳神経外科 | 南和歌山医療センター | 田辺市たきない町27-1 | 令和3.5.27 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名

(変更前) 代表取締役 橋本勝

(変更後) 代表取締役 大山一也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書添付別紙のとおり

(変更後) 縦覧図書添付別紙のとおり

4 変更年月日

令和3年4月1日他

5 変更する理由

(1) 代表者変更のため

(2) 小売業者の変更のため並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年6月4日から同年10月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

海南市藤白複合店舗

和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順

北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

(変更後) 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順

北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8

- 4 変更年月日
令和2年11月27日
- 5 変更する理由
テナント入居のため
- 6 届出年月日
令和3年5月10日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和3年6月4日から同年10月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイソー海南下津店・ココカラファイン下津店
和歌山県海南市下津町上150番2外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第1565号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和3年6月4日から同年7月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（令和3年5月14日退任）
職名 氏 名 住 所
理事 林秀行 紀の川市古和田256番地
理事 市川博司 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1

| | | |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 山本恵俊 | 伊都郡かつらぎ町大字三谷1484番地 |
| 理事 | 横地清己 | 和歌山市里220番地 |
| 理事 | 永長幹雄 | 紀の川市桃山町段新田450番地 |
| 理事 | 北村幸藏 | 和歌山市栗栖184番地 |
| 理事 | 和田敬視 | 和歌山市和田972番地 |
| 理事 | 楠見皓生 | 和歌山市船所174番地 |
| 監事 | 中村和史 | 岩出市西国分480番地 |
| 監事 | 根来秀次 | 岩出市畑毛225番地 |
| 監事 | 岩谷佳計 | 和歌山市中島316番地 |
| 監事 | 湯川徳弘 | 和歌山市川辺524番地 |

2 就任した役員（令和3年5月15日就任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 林秀行 | 紀の川市古和田256番地 |
| 理事 | 市川博司 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1 |
| 理事 | 花谷久樹 | 伊都郡かつらぎ町大字寺尾190番地 |
| 理事 | 柑本正 | 紀の川市杉原558番地 |
| 理事 | 横地清己 | 和歌山市里220番地 |
| 理事 | 永長幹雄 | 紀の川市桃山町段新田450番地 |
| 理事 | 北村幸藏 | 和歌山市栗栖184番地 |
| 理事 | 岩谷佳計 | 和歌山市中島316番地 |
| 理事 | 川崎勝 | 和歌山市宇田森267番地1 |
| 理事 | 楠見皓生 | 和歌山市船所174番地 |
| 監事 | 中村和史 | 岩出市西国分480番地 |
| 監事 | 槇野仁富 | 和歌山市狐島505番地 |
| 監事 | 湯川徳弘 | 和歌山市川辺524番地 |
| 監事 | 久次米英昭 | 紀の川市窪43番地29 |

和歌山県告示第608号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和3年5月21日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和3年6月4日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

- 1 実施する検定の種別及び級並びに定員

| 検定の種別及び級 | 定員 |
|-------------|----|
| 雑踏警備業務1級 | 5名 |
| 雑踏警備業務2級 | 5名 |
| 交通誘導警備業務2級 | 5名 |
| 施設警備業務2級 | 5名 |
| 貴重品運搬警備業務2級 | 5名 |

- 2 実施日時及び場所

- (1) 学科試験

| 種別及び級 | 日 時 | 場 所 |
|-------------|-----------------------------|--|
| 雑踏警備業務1級 | 令和3年9月7日（火） 午前10時から正午まで | 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室8及び会議室9 |
| 雑踏警備業務2級 | 令和3年9月8日（水） 午前10時から正午まで | |
| 交通誘導警備業務2級 | 令和3年9月7日（火） 午後2時から午後4時まで | |
| 施設警備業務2級 | 令和3年9月8日（水） 午前10時から正午まで | |
| 貴重品運搬警備業務2級 | 令和3年9月7日（火） 午後2時から午後4時まで | |

- (2) 実技試験

| 種別及び級 | 日 時 | 場 所 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 雑踏警備業務1級 | 令和3年10月19日（火） 午前10時から午後5時まで | 和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール |
| 雑踏警備業務2級 | 令和3年10月20日（水） 午前10時から午後5時まで | |

| | | |
|-------------|--------------------------------|--|
| 交通誘導警備業務2級 | 令和3年10月18日（月） 午前10時から午後5時まで | |
| 施設警備業務2級 | 令和3年10月22日（金） 午前10時から午後5時まで | |
| 貴重品運搬警備業務2級 | 令和3年10月21日（木） 午前10時から午後5時まで | |

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

| 種別及び級 | 申出期間 |
|------------|---|
| 雑踏警備業務1級 | 令和3年8月3日（火）から同月5日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで） |
| 雑踏警備業務2級 | |
| 交通誘導警備業務2級 | |
| 施設警備業務2級 | |

貴重品運搬警備業務2級

(2) 申込受付

(1) により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

| 種別及び級 | 検定申請書等提出期間 |
|-------------|--|
| 雑踏警備業務1級 | 令和3年8月10日（火）から同月12日（木）まで （各日とも午前9時から午後5時まで） |
| 雑踏警備業務2級 | |
| 交通誘導警備業務2級 | |
| 施設警備業務2級 | |
| 貴重品運搬警備業務2級 | |

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

- ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第2号様式(第8条関係)

年 月 日

略
職・氏名

個人出願届

このたび下記の発明(考案・意匠の創作・品種の育成)について、和歌山県職務発明規程第8条1項ただし書の規定により特許出願(実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願)をしたので、同条第2項の規定により届け出ます。

略

1 発明(考案・意匠・品種)の名称

2~4 略

注 1・2 略

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第3号様式(第10条関係)

年 月 日

略
職・氏名

譲渡書

和歌山県職務発明規程第5条の規定により職務発明等と認定された、下記の発明(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利又は特許権(実用新案権・意匠権・育成者権)を譲渡します。

略

1 発明(考案・意匠・品種)の名称

2 略

注 1・2 略

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第3号様式の2(第10条関係)

年 月 日

略

譲渡証明書

下記の発明(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利又は特許権(実用新案権・意匠権・育成者権)を和歌山県に譲渡したことに相違ありません。

略

1 発明(考案・意匠・品種)の名称

2 略

注 1・2 略

3 譲渡人の印鑑証明書を添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第4号様式(第13条関係)

年 月 日

略
職・氏名

譲渡申出書

【特許、実用新案、意匠及び品種の場合】

和歌山県職務発明規程第5条の規定により職務発明等でないと認定された、下記の発明(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利又は特許権(実用新案権・意匠権・育成者権)について県に譲渡することを申し出ます。

略

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記第2号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

略
職・氏名

印

個人出願届

このたび下記の発明等(考案・意匠の創作・品種の育成)について、和歌山県職務発明規程第8条1項ただし書の規定により特許出願(実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願)をしたので、同条第2項の規定により届け出ます。

略

1 発明等(考案・意匠・品種)の名称

2~4 略

注 1・2 略

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記第3号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

略
職・氏名

印

譲渡書

和歌山県職務発明規程第5条の規定により職務発明等と認定された、下記の発明等(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利(特許権・実用新案権・意匠権・育成者権)を譲渡します。

略

1 発明等(考案・意匠・品種)の名称

2 略

注 1・2 略

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記第3号様式の2(第10条関係)

平成 年 月 日

略

譲渡証明書

下記の発明等(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利(特許権・実用新案権・意匠権・育成者権)を和歌山県に譲渡したことに相違ありません。

略

1 発明等(考案・意匠・品種)の名称

2 略

注 1・2 略

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記第4号様式(第13条関係)

平成 年 月 日

略
職・氏名

印

譲渡申出書

【特許、実用新案、意匠及び品種の場合】

和歌山県職務発明規程第5条の規定により職務発明等でないと認定された、下記の発明等(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利(特許権・実用新案権・意匠権・育成者権)について県に譲渡することを申し出ます。

略

1 発明（考案・意匠・品種・営業秘密）の名称
注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

1 発明等（考案・意匠・品種・営業秘密）の名称
注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和3年度 調達案件番号20210060673号

(2) 調達案件名

和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備入力系更新

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備入力系更新 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和4年1月31日（月）

(6) 納入場所

和歌山県民文化会館小ホール及び音響室ほか（和歌山市小松原通一丁目1番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和3年6月4日（金）から同年7月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和3年7月16日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年7月15日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和3年7月15日（木）午前9時から同月16日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県会計局総務事務集中課
 - イ 所在地
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2292
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Renewal of the sound facilities of the small hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall
: 1 set
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 16 July 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m.
15 July 2021)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

令和3年2月25日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月4日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 消費税の増額により改正された行政財産使用料の追加額について、10月からの半年とするところを1年分請求したことによるものであり、誤った算定額の返還金処理を行った。 |

2 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| 注意事項 (1) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。 イ 旅費計算を誤っていた。 (2) 水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用の委託について、協定書の締結が遅延していたので、適正に処理されたい。 (3) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 令和元年度に支出すべき修繕料等において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。 (5) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (6) 低入札価格調査対象工事について、着工後の下請内容が入札時に確認したものと相違していたにもかかわらず、再調査に向けた取組が不十分であったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 (1) 旅費の支出については、次のとおり措置した。 ア 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、決裁者及び職員に周知するとともに、令和3年2月に過支給分を返納した。 イ 旅費について、適正に支出するよう、関係職員に周知するとともに、令和3年2月に過支給分を返納した。 (2) 令和2年12月に協定書の締結を完了した。 (3) 消耗品の納品検査の際は、必ず受付印及び担当者印を押印するよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 支払漏れがないよう複数人でチェックし、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (5) 工事の変更契約を行う場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条に基づく書面内容の変更の要否を確認し、変更する場合は、変更書類を添付した上で契約するよう、関係職員に周知した。 (6) 低入札価格調査対象工事において、低入札価格調査時点からの下請業者の追加又は変更、下請金額の2割以上の増減、施工方法の変更等、再調査の実施の対象となる事実が生じていることが見込まれる場合は十分な確認を行い、再調査を必要とする事実が認 |

| | |
|---|---|
| <p>(7) 自動販売機に係る電気使用料において、歳入更正票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 土木使用料の収入調定において、収入調定票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 占用料金に誤りのあった道路占用許可について、取消しの決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>められた場合は、遅滞なく再調査を実施するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(7) 書類の保管を徹底するとともに、基本的な事務の流れを関係職員に周知した。</p> <p>(8) 収入事務の手引による取扱方法を確認し、事務処理を適正に行うよう、関係職員に周知した。</p> <p>(9) 書類の保管を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(10) 職場研修を行い、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> |
|---|---|

3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 物品調達内容及び物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 現在高と現物の照合を完了し、5万円以下の物品については、消耗品に切替えを行った。</p> <p>(2) 職員に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、事故防止に向けて運転には十分注意をするよう指導を行うとともに、車両の適正な使用及び管理についても併せて指導を行った。</p> <p>(3) 公用車使用後は、車両管理者の確認を行うよう、関係職員に周知徹底をした。</p> <p>(4) 決裁の状況については、決裁者が確認することはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 出納機関への合議について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

4 和歌山県精神保健福祉センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>過支給になっていた旅費については、返納手続を行い返納を完了するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

5 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 競輪開催運用資金に係る資金前渡において、精算・戻入の遅延等の不適切な事例があったことは、誠に遺憾である。</p> <p>資金前渡は、特定の支払のために必要な都度、必要かつ最小限の範囲内で現金を受け、その都度支払を完了するものであり、今後このようなことのない</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 競輪開催運用資金に係る資金前渡の精算・戻入の遅延等については、以下のとおり再発防止策を講じた。</p> <p>ア 従来の事務手順の見直しを行い、新たに開催運用資金準備マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき事務作業を進め、資金前渡の精算・戻入</p> |

よう、再発防止策を講じ、厳正な管理・執行に万全を期されたい。

- (2) 和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。
- (3) 委託料及び広告料の契約において、契約書に定める実績報告書の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (4) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
ア 納期限の指定がなされていなかった。
イ 納期限の指定を誤っていた。
- (5) 諸収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (6) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (7) 行政財産の使用において、行政財産の使用許可の手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- の遅延が起こらないようにしている。
- イ 開催運用資金の入出金状況を把握するため、新たに開催運用資金台帳を作成し、当該運用資金が適正に運用されているかを定期的に確認している。
- ウ 事務作業の進捗状況を把握するため担当者の報告と上司の確認を定期的に行うよう、徹底した。
- エ 朝礼や職場研修等で、多額の公金を扱う職場であることを常に意識するよう、周知徹底している。
- (2) 契約保証金については、和歌山県財務規則に基づき契約保証金の受入れを確認した後に契約を締結するよう、職員に周知徹底した。
- (3) 契約書に定める実績報告書の提出については、事務処理に際して契約書の内容を十分確認することにより、実績報告書の受領漏れが起こらないよう、職員に周知徹底した。
- (4) 収入調定の納期限については、和歌山県財務規則に基づき、適正に納期限の指定を行うよう、職員に周知徹底した。
- (5) 諸収入については、納期限内に収納できるよう定期的に収納状況を確認するとともに、納期限を過ぎた場合は、速やかに督促状を発するよう、職員に周知徹底した。
- (6) 行政財産の使用料については、算定額を間違わないよう慎重に算定するとともに、算定額を別の職員がダブルチェックするよう、職員に周知徹底した。
- (7) 行政財産の使用料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

6 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 | <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過支給となっていた旅費については、返納手続きを行い、返納を完了するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (2) 現金の払込みについては、払込者が払込日当日不在の場合は出納員に引き継ぐ等、運用方針を変更し、今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、今後は適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。 (4) 照合の結果、現物確認できない備品については、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、是正措置を完了している。今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 |

和歌山県監査公表第19号

令和3年3月15日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月4日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
 和歌山県監査委員 河野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 公益社団法人和歌山県体育協会

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>(1) ジュニア活性化推進事業及びスポーツ少年団総合競技大会事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) トップアスリート育成事業及びコーチスキルアップ事業に対する補助金において、補助金交付決定前に大会参加費の支出や、切符購入を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 補助金の交付を受けようとする団体に対して、適正な審査が行えるよう、実績報告書等の提出に際しては、金額の内訳等が分かる資料の提出や証拠書類の記載に不備がないようにすること等について、指導を徹底するとともに、より厳格な審査を実施していく。</p> <p>(2) 補助金の交付を受けようとする団体に対して、補助事業の執行や関係事務の処理に当たっては、実施要綱に基づき、適正に行うよう、指導を徹底するとともに、より厳格な審査を実施していく。</p> |

2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の免除申請において、契約実績の期間の要件を満たしていないものを契約実績としていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 業務委託の支出契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 収納した現金の金融機関への払込みを怠っていた。 イ 収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。</p> <p>(4) 小口現金出納帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 小口現金として取り扱えない現金を小口現金出納帳に記載していた。 イ 小口現金残高及び摘要欄の記載を誤っていた。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の免除の条件について、再度周知するとともに、免除申請書に記載された契約実績の内容について確認の徹底を図った。</p> <p>(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、再度周知するとともに、決裁ごとに決裁区分の確認の徹底を図った。</p> <p>(3) 令和元年度に収納し、払い込んでいなかった現金について、所定の口座に入金し、過年度未納分として事務処理を行った。 また、収納した現金の金融機関への払込み漏れ及び払込み遅延を防止するため、経理責任者が領収書の控え、通帳及び現金出納簿により、収納した現金の入金を確認するよう、徹底を図った。</p> <p>(4) 毎月月末に通帳記帳を行った際に、小口現金として取り扱えない現金の入金がないか確認を徹底するとともに、小口現金出納帳の正しい記入例を作成し、適正に記載するよう、徹底を図った。</p> |

3 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 月次決算が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 会計伝票について、関係する責任者の承認印が押印されていないため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 担当者において作成された決算書類について、会計責任者である事務局長が毎月月末に会計記録を整理し、その内容を理事長に提出することとした。</p> <p>(2) 会計責任者である事務局長において、担当者に対し伝票が作成された日ごとに報告の上、決裁を仰ぐことを指導し、承認印を確実に押印することとした。</p> |